

特定母樹採種園造成等支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年5月6日付第202200030962号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、特定母樹採種園造成等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号農林事務次官依命通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、早生樹等優良種苗生産推進対策実施要領（令和2年3月27日元林整整第1120号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、特定母樹の種苗の安定供給を図るため、採種園の造成等を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
 - 4 知事が、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第4号により内示することができる。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、農林水産部長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 対象事業	特定母樹採種園造成等支援事業																						
2 事業実施主体	認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する認定特定増殖事業をいう。）																						
3 補助対象経費	<p>特定母樹の苗木生産を目的とした採種（穂）園造成・改良等に要する次の経費。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者給</td> <td> <p>専門的知識・技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>技術者給の算定に当たっては、早生樹等優良種苗生産推進対策実施要領別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td> <p>本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>単価については、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規則等の妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ等の実施に必要な交通費。</td> </tr> <tr> <td>造成・改良費</td> <td> <p>支障木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木生産、採取（穂）木購入、植付け、系統表示、造成地の簡易防護柵、閉鎖型採種園用設備等の採種園等の造成又は改良に係る経費。</p> <p>ただし、下刈り等の管理作業に係る経費は除く。</p> </td> </tr> <tr> <td>機能向上費</td> <td> <p>枯死した採種（穂）木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木購入、植付け、採種（穂）木に適した樹型誘導のための整枝剪定、追肥、耕耘、着花促進、日照確保のための支障木や張枝の除去、追加的な簡易防護柵、防風雪施設、防護林造成等、採種園等の機能向上に要する経費。</p> </td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>高所作業車、除草機材、種子乾燥機、種子保管庫等の種穂採種を効率化するために必要な施設を整備するための経費。</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>採種（穂）木の養生に必要な資材（培土、肥料等）等の消耗品費。</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、試験・検査費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>事業の一部を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>車両、器具機械の借上げや物品等の使用に必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	技術者給	<p>専門的知識・技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>技術者給の算定に当たっては、早生樹等優良種苗生産推進対策実施要領別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p>	賃金	<p>本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>単価については、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規則等の妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p>	旅費	資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ等の実施に必要な交通費。	造成・改良費	<p>支障木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木生産、採取（穂）木購入、植付け、系統表示、造成地の簡易防護柵、閉鎖型採種園用設備等の採種園等の造成又は改良に係る経費。</p> <p>ただし、下刈り等の管理作業に係る経費は除く。</p>	機能向上費	<p>枯死した採種（穂）木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木購入、植付け、採種（穂）木に適した樹型誘導のための整枝剪定、追肥、耕耘、着花促進、日照確保のための支障木や張枝の除去、追加的な簡易防護柵、防風雪施設、防護林造成等、採種園等の機能向上に要する経費。</p>	施設整備費	高所作業車、除草機材、種子乾燥機、種子保管庫等の種穂採種を効率化するために必要な施設を整備するための経費。	消耗品費	採種（穂）木の養生に必要な資材（培土、肥料等）等の消耗品費。	役務費	通信運搬費、試験・検査費	委託費	事業の一部を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費	使用料及び賃借料	車両、器具機械の借上げや物品等の使用に必要な経費
区分	内容																						
技術者給	<p>専門的知識・技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>技術者給の算定に当たっては、早生樹等優良種苗生産推進対策実施要領別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p>																						
賃金	<p>本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>単価については、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規則等の妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p>																						
旅費	資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ等の実施に必要な交通費。																						
造成・改良費	<p>支障木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木生産、採取（穂）木購入、植付け、系統表示、造成地の簡易防護柵、閉鎖型採種園用設備等の採種園等の造成又は改良に係る経費。</p> <p>ただし、下刈り等の管理作業に係る経費は除く。</p>																						
機能向上費	<p>枯死した採種（穂）木伐採・処理、整地・地拵え、採取（穂）木購入、植付け、採種（穂）木に適した樹型誘導のための整枝剪定、追肥、耕耘、着花促進、日照確保のための支障木や張枝の除去、追加的な簡易防護柵、防風雪施設、防護林造成等、採種園等の機能向上に要する経費。</p>																						
施設整備費	高所作業車、除草機材、種子乾燥機、種子保管庫等の種穂採種を効率化するために必要な施設を整備するための経費。																						
消耗品費	採種（穂）木の養生に必要な資材（培土、肥料等）等の消耗品費。																						
役務費	通信運搬費、試験・検査費																						
委託費	事業の一部を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費																						
使用料及び賃借料	車両、器具機械の借上げや物品等の使用に必要な経費																						
4 補助率	1 / 2 以内																						
5 重要な変更	<p>(1) 補助金額の30%を超える減</p> <p>(2) 補助金額の増</p>																						

様式第1号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度特定母樹採種園造成等支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 事業の内容及び経費の配分

（1）総括表

（単位：円）

補助事業名	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
特定母樹採種園造成等支援事業					
合計					

（2）事業計画書

樹種	整備計画(実績)			事業地	事業内容	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
	採種園の種類	面積(ha)	採種(穂)木 植栽本数(本)					
合計								

注：1 樹種ごとに記載すること。

2 採種(穂)園の種類は、「採種(穂)園」、「ミニチュア採種園」、又は「閉鎖型採種園」等を記載すること。

3 事業内容は、整地・地拵え・植付け等の具体的な内容を記載すること。

4 事業地の位置図を添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度特定母樹採種園造成等支援事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C)=(B)-(A)	備 考
県補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C)=(B)-(A)	備 考
技術者給				
賃金				
旅費				
造成・改良費				
機能向上費				
消耗品費				
役務費				
委託費				
使用料及び賃借料				
合 計				

注) 収支計画の場合は、精算額、差引増減の記入を要しない。

3 他の補助金の活用の有無 （ 有 ・ 無 ）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を備考欄に記載すること。

4 消費税の取り扱い（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

様

職 氏 名

（元号） 年度特定母樹採種園造成等支援事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった特定母樹採種園造成等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「特定母樹採種園造成等支援事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、特定母樹採種園造成等支援事業費補助金交付要綱（令和4年5月6日付第202200030962号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 事業主体は、本事業により造成した採種園等について、台帳を作成し、造成後も適正に管理するものとする。改良の場合は、台帳を更新し、適正に管理するものとする。
また、採種園等の造成・改良に用いる原種は厳正に管理するものとする。
- (2) 事業実施主体は、研究機関等から本事業の施行地や実施内容について調査、資料提供等の申し入れがあった場合は応じるものとする。

- (3) 事業実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、本補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (4) 事業実施主体は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が国への補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等に乗じた金額を納付すること。
- イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (6) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (7) 本補助金により財産を取得した事業実施主体は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

様式第4号（第5条関係）

番
（元号） 年 月 日

様

職 氏 名

（元号） 年度特定母樹採種園造成等支援事業費補助金の交付内示について（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で申請のあった特定母樹採種園造成等支援事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

（単位：円）

事業名	事業費	補助金	備考
特定母樹採種園造成等 支援事業			

様式第5号（第7条関係）

（元号） 年度特定母樹採種園造成等支援事業仕入控除税額確定報告書

番
（元号） 年 月 日

様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年 月 日付第 号により交付決定のあった補助金について、消費税仕入控除税額が確定したので、特定母樹採種園造成等支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定 （ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額 （交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、 当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 （仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額）	金	円
5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$	金	円

（注）積算内訳書、その他参考となる資料を添付すること。